

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 4月26日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	(道街樹6-4) 下居大久保線ほか街路樹管理業務委託		
業務場所	宇治市広野町尖山地内ほか		
委託期間	令和6年6月5日 ~ 令和7年2月28日 269日間		
業務概要及び条件	別紙「業務概要及び条件」に記載のとおり		
予定価格	¥14,886,300 (税込)	最低基準価格	¥10,420,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(市内本店) ②建設業許可(造園) ③街路樹剪定士の配置			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和6年5月9日(木) 午後5時00分まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年5月29日(水) 場所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	有(1回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

別紙【業務概要及び条件】

剪定工 643 本・剪定工（寄せ植え） 3221 m²・除草工 12328 m²

剪定工	高木剪定	幹周 30 cm未満	N=35 本
	高木剪定	幹周 30 cm以上 60cm 未満	N=335 本
	高木剪定	幹周 60 cm以上 90cm 未満	N=164 本
	高木剪定	幹周 90 cm以上 120cm 未満	N=16 本
	高木剪定	幹周 120 cm以上	N=9 本
低木・中木剪定（球型）		100cm 以上 200 cm未満	N=12 本
低木・中木剪定（円筒型）		100 cm以上 200 cm未満	N=63 本
低木・中木剪定（円筒型）		200 cm以上 300 cm未満	N=9 本
中木剪定（寄せ植え）			A=884 m ²
低木剪定（寄せ植え）			A=2337 m ²
除草工	機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬		A=5346 m ²
	拔根除草・集草・積込運搬		A=6982 m ²

説明会に替えて連絡する事項

- ・下記の案件については、全ての案件に参加表明できますが、1業者が落札できるのは1件までとします。入札時において、1件を落札した者は当該入札以降、他の案件の入札に参加することができないので注意してください。

案件番号	案件名
110552-1	川東京大線ほか街路樹管理業務委託
110553-1	宇治槇島線ほか街路樹管理業務委託
110555-1	宇治白川線ほか街路樹管理業務委託
110556-1	下居大久保線ほか街路樹管理業務委託

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和6年4月26日（金）午前9時から
令和6年5月16日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

特記仕様書

業務番号	道街樹 6-4
業務名	下居大久保線ほか街路樹管理業務委託
業務場所	宇治市広野町尖山 地内ほか
業務期間	契約日～令和7年2月28日

1. 適用範囲

本特記仕様書は「下居大久保線ほか街路樹管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 業務内容

- 1) 街路樹の剪定
- 2) 植樹帯、植樹柵、及び歩道、車道の除草
- 3) その他、街路樹の維持管理に関すること

3. 業務場所

本業務の委託場所は位置図に示す。

4. 受注者の負担および損害の補償

- 1) 本仕様書、設計書等に明記されていない軽易な事項。
- 2) 業務に必要な諸手続き、立会い等に関する費用。
- 3) 作業状況に応じて必要な協議資料の作成および申請
- 4) 道路構造物、樹木等および第三者に損害を与えた場合、その原形に復旧する費用、ならびに補償。

5. 承認または立会いを要する事項

受注者は下記内容について、担当職員と事前に協議したうえ承認または、立会いを受ける必要がある。

- 1) 作業上支障となるものの処理。
- 2) 作業範囲が不明確な場合
- 3) 道路構造物等が第三者に影響を与えるような損傷を発見したとき。
- 4) その他、業務履行上必要な場合。

6. 提出書類

本業務の履行にあたり提出しなければならない書類は、下表の通りである。

提出書類	提出期限	備考
委託代金内訳書	契約締結後5日以内	
工程表	契約締結後5日以内	

業務担当責任者通知書（経歴書添付）	契約締結後 5 日以内	
業務主任技術者通知書（経歴書添付）	契約締結後 5 日以内	
業務着手届	契約締結後 5 日以内	
業務処理計画書	契約締結後 5 日以内	
変更業務処理計画書	契約締結後 5 日以内	
廃棄物処理計画書 （報告書）	契約締結後 5 日以内 （業務完了届と同時に）	
再委託通知書	必要時のみ	
業務月報	翌月 5 日まで	
業務打合簿	事案発生の都度速やかに	
作業時間及び作業時期変更承諾申請書	実施前速やかに	
出来形数量算出書（出来形成果表）	前期・後期とも終了後速やかに	
出来形図面	前期・後期とも終了後速やかに	
業務記録写真	前期・後期とも終了後速やかに	
業務完了届（前期・後期）	完了後直ちに	
伝票（写し）	完了届と同時に	
委託料請求書	検査合格後速やかに	
引渡書	検査後速やかに	

※業務主任技術者は街路樹剪定士の資格を有することとし、資格書（写）を提出するものとする。

7. 出来形管理

出来形管理については、下記の項目及び頻度で測定し、出来形図並びに出来形管理表を作成するものとする。

また、提出書類の様式等については、担当職員と協議し、作成するものとする。

種 別	工 種	出来形管理項目	
		検測項目	検測頻度
剪定工	高木剪定	幹周、樹種	全箇所
剪定工	中木剪定	樹高、樹種	全箇所
剪定工	寄植（中木）	幅、延長、樹高	全箇所
〃	寄植（低木）	幅、延長	全箇所
除草工	機械除草	幅、延長	全箇所
除草工	抜根除草	幅、延長	全箇所

8. 写真管理

写真管理については、以下の項目について実施することを標準とし、必要に応

じて担当職員の指示により頻度を増減するものとする。

種 別	工 種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度
着手前・完成	着手前・完成後	全景（分割可）	業務箇所 1箇所/100m （100m未満の場合は1箇所） 着手前・完成後
施工状況	施工中	工種毎	各工種の撮影頻度に合わせ
剪定工	高木	全景（着手前・完了後）・ 幹周	業務箇所 1箇所/10本 （10本未満の場合は1箇所）
	中木	全景（着手前・完了後）・ 樹高	業務箇所 1箇所/10本 （10本未満の場合は1箇所）
	寄植（中木）	全景又は代表部分（着手 前・完了後）及び幅、高 さ、延長（完了後）	（着手前・完成後） 業務箇所 1箇所/10箇所 （10箇所未満の場合は1箇所）
	寄植（低木）	全景又は代表部分（着手 前・完了後）及び幅、高さ、 延長（完了後）	（着手前・完成後） 業務箇所 1箇所/10箇所 （10箇所未満の場合は1箇所）
除草工	人力・機械・草抜	全景又は代表部分（着手 前・完了後）、及び幅、延 長（完了後）	（着手前・完成後） 業務箇所 1箇所/10箇所 （10箇所未満の場合は1箇所）
交通誘導員		配置状況	業務箇所ごと
廃棄物等運搬		搬入状況（処分地の確認）	適宜
事故	事故報告	事故の状況	その都度
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度

9. 作業期日について

本業務は作業期間を前期と後期の2期に分け、業務を履行するものとする。

前期と後期の作業期間は、下記の通りとする。

なお、作業期間は、雨天日（降水・降雪）、日曜日、祝日、夏期休暇、年末・年始休暇及び全土曜日を休工日として見込んでいる。

但し、地元要望等の場合はこの限りでない。

前期	令和6年6月初旬～令和6年7月中旬
後期	令和6年10月1日～令和6年12月中旬

10. 業務内容の詳細

1) 剪定工

高木剪定は、樹木のそれぞれの性質、形状を熟知したうえで、樹形等を整えるものとするが、架空線を越えている樹木については、原則、強剪定とする。

なお、これ以外については、状況に応じて担当職員と協議のうえ、その程度を決定する。

2) 除草工

除草については、作業に伴う障害物の除去を含むものとする。

植樹帯及び植樹柵内の除草は、人力の抜根除草とする。

また、機械除草については、原則、構造物の端部を行うものとし、植樹帯及び植樹柵内での使用は認めないものとする。

なお、除草工には、樹木や施設などからんでいるつる性雑草や高木の下枝（ヒコバエ、根吹き、胴葺き）等の除去も含んでいる。

11. 廃棄物の運搬・処分

本業務により発生する廃棄物は、以下の場所に搬入するものとする。

ただし、下記施設にて受け入れができない、廃棄物については、担当職員との協議を行うものとする。

一般廃棄物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件
剪定枝	城南衛生管理組合 (奥山リユースセンター) 0774-53-3581	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日
除草ゴミ・ 可燃ゴミ	城南衛生管理組合 (クリーン21長谷山) 0774-52-2433	8時30分～16時00分 (12時から13時は除く)	受入休止日 土、日曜日、祝日

1) 剪定枝については、城南衛生管理組合と十分協議し、基準を満たした状態で搬入すること。

2) 城南衛生管理組合の受け入れ基準に満たない剪定枝については、処理方法について、担当職員と協議を行うものとする。

3) 受注者は、処理数量を証明する出荷伝票を整理・保管し、担当職員の請求があった場合は、遅延なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。

12. 交通安全管理

1) 交通誘導員

本業務における交通誘導員は、下記のとおり計上しており、配置状況を「業務月報」に記録し、担当職員に報告するものとする。

所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた

場合は、担当職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について担当職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

交通誘導員B 前期：延べ人員 36名（昼間）

後期：延べ人員 78名（昼間）

2) 安全施設類の設置

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、担当職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は担当職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、業務に先立ち作成する業務計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導員配置計画書を含む）を作成し、担当職員に提出すること。

また、受注者は業務期間中の安全施設類等の設置及び交通誘導員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

13. 作業方法

交通規制においては、原則、路肩規制及び片側交互通の規制により作業を行うものとし、それによりがたい場合は担当職員と協議を行うものとする。

14. 官公庁への手続等

1) 架空線の事故防止

受注者は、架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合、労働安全衛生法規則等により（感電事故防止について）事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに担当職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

15. 作業時間

本業務の作業時間は、下記を原則とする。

但し、これにより難しい場合は、担当職員と協議の上、その指示によるものとする。

業務作業時間（昼間） 9:00 ～ 17:00

16. 作業場の注意点

1) 民地内への立入等

本業務において民地内への立入が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

17. 部分検査及び部分払いについて

1) 前期分における委託料の部分払いを求める場合には、前期業務終了後、速やかに業務完了届を提出し、必要書類を整え、部分完了検査を受けること。

18. その他

1) 請負業者賠償責任保険の加入

a) 受注者は、業務遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。

b) a)の保険に加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを業務着手日までに担当職員に提出しなければならない。

c) 保険の期間は、契約期間とする。

d) 保険金額は、委託金額、業務の種類、規模等により受注者が定めるものとする。

契約は、業務ごとの契約とするか、年間に付する総括契約とするかを問わない。

2) 不正軽油使用防止の徹底

受注者は、建設機械等の燃料としての軽油はJIS規格軽油以外のものを使用してはならない。又、再委託業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。

受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

3) 剪定枝等の処分量について

剪定枝などの処分量は過去の実績を参考に設計数量として計上している。したがって、廃棄物の処分量に伴う費用等については、原則、設計変更の対象とする。

4) 標示板の設置

受注者は、作業にあたって、作業現場の公衆が見やすい場所に、作業内容、作業期間、作業種別、発注者、受注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「作業内容」、「作業種別」については、以下によるものとする。

作業内容：街路樹の剪定を行っています。

作業種別：街路樹管理業務

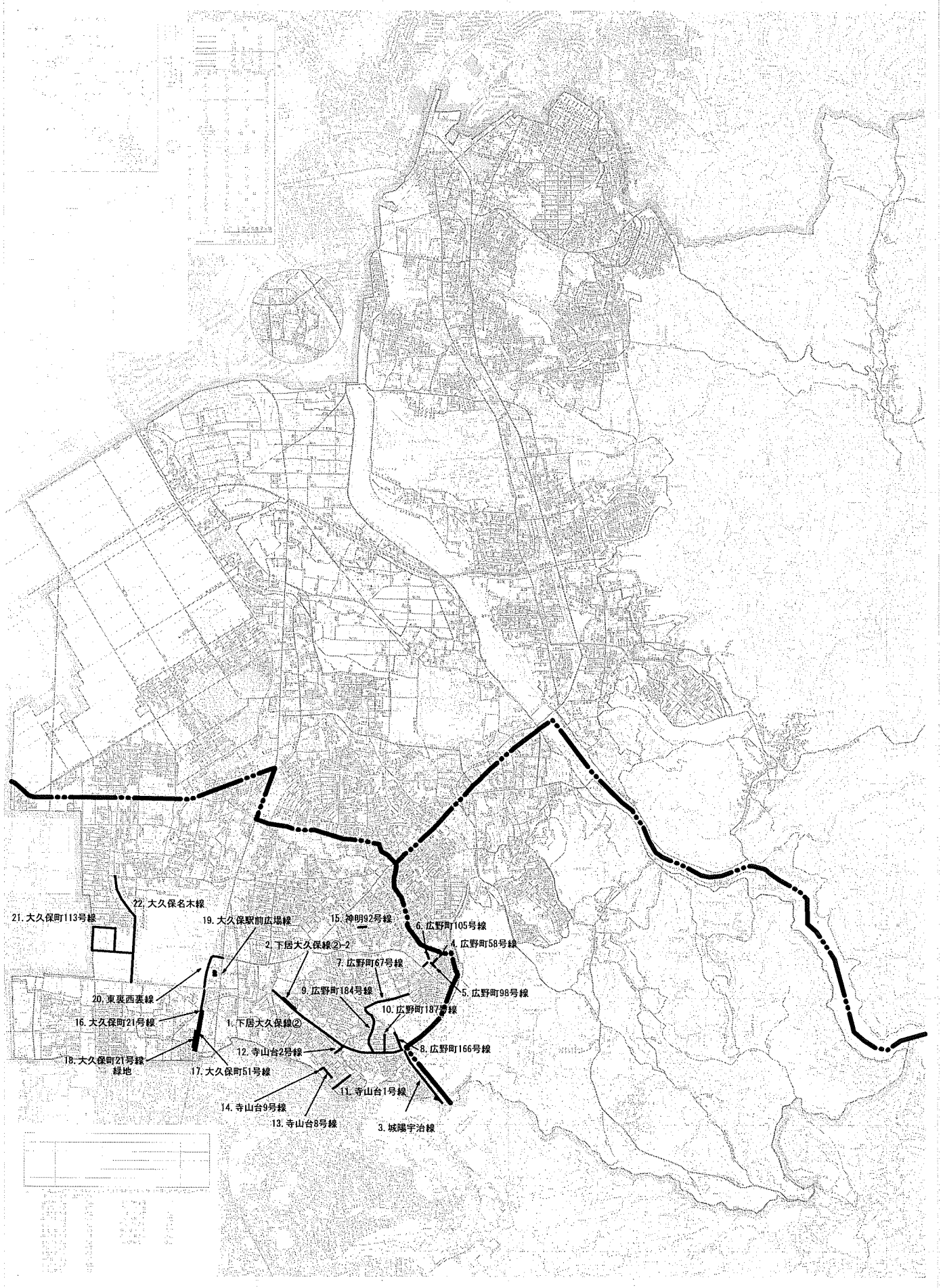
標示板の記載例

ご迷惑をおかけします	
<h1>街路樹の剪定を 行っています</h1>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 9:00~17:00 </div>	
<div style="background-color: #cccccc; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <h2>街路樹管理業務</h2> </div>	
発注者	宇治市建設部維持課 電話〇〇-〇〇〇〇
受注者	〇〇〇〇株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・作業区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上作業開始から路上作業終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇業務」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の作業内容、作業期間は、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し作業内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。

令和6年度 下居大久保線ほか街路樹管理業務委託 位置図



令和6年度 下居大久保線ほか街路樹管理業務委託 数量表(前期)

番号	路線名	高木剪定					低木・中木剪定							除草工		処分量 (t)	特記事項	
		幹周 30cm未 満(本)	幹周 30cm以 上60cm 未満 (本)	幹周 60cm以 上90cm 未満 (本)	幹周 90cm以 上 120cm 未満 (本)	幹周 120cm 以上(本)	球型 1.0m未 満(本)	球型 1.0m以 上2.0m 未満 (本)	球型 2.0m以 上3.0m 未満 (本)	円筒型 1.0m未 満(本)	円筒型 1.0m以 上2.0m 未満 (本)	円筒型 2.0m以 上3.0m 未満 (本)	寄植(中 木)(㎡)	寄植(低 木)(㎡)	機械除 草(肩掛 式)(㎡)			抜根除草 (㎡)
1	下居大久保線②														433.0	1147.7	1.58	
2	下居大久保線②-2												148.9		18.0	159.2	0.32	
3	城陽宇治線														710.0	566.9	1.27	
4	広野町58号線															41.9	0.04	
5	広野町98号線															75.1	0.07	
6	広野町105号線															56.0	0.05	
7	広野町67号線																	
8	広野町166号線														20.8	140.2	0.16	
9	広野町184号線														18.8	107.9	0.12	
10	広野町187号線														162	24.4	0.18	
11	寺山台1号線													69.2	10.5	125.9	0.2	
12	寺山台2号線															11.7	0.01	
13	寺山台8号線													56.7	5.0	56.7	0.11	
14	寺山台9号線													14.7	1.5	14.7	0.03	
15	神明92号線														3.0	120.0	0.12	
16	大久保町21号線													44.6	552.0	155.7	0.75	
17	大久保町51号線													58.1	363.0	24.3	0.44	
18	大久保町21号線(緑地)													11.4		201.7	0.21	
19	大久保駅前広場線													102.3		278.8	0.38	
20	東裏西裏線														96.0	44.5	0.14	
21	大久保町113号線														110.0	47.7	0.15	
22	大久保名木線														170.0	90.6	0.26	
	合計													505	2673	3491	6	36

令和6年度 下居大久保線ほか街路樹管理業務委託 数量表(後期)

番号	路線名	高木剪定					低木・中木剪定							除草工		処分量 (t)	特記事項		
		幹周30 未満 (本)	幹周 30cm以上 60cm 未満 (本)	幹周 60cm以上 90cm 未満 (本)	幹周 90cm以上 120cm 未満 (本)	幹周 120cm 以上(本)	球型 1.0m未 満(本)	球型 1.0m以上 2.0m 未満 (本)	球型 2.0m以上 3.0m 未満 (本)	円筒型 1.0m未 満(本)	円筒型 1.0m以上 2.0m 未満 (本)	円筒型 2.0m以上 3.0m 未満 (本)	寄植(中 木)(㎡)	寄植(低 木)(㎡)	機械除草 (肩掛 式)(㎡)			抜根除草 (㎡)	
1	下居大久保線②	9	139	49	2										993.9	433.0	1147.7	6.55	
2	下居大久保線②-2													24.4	10.3	18.0	159.2	0.21	
3	城陽宇治線	7	115	1			12							475.6	710.0	566.9	4.23		
4	広野町58号線													192.4			41.9	0.23	
5	広野町98号線			1										391.1			75.1	0.48	
6	広野町105号線													170.0			56.0	0.22	
7	広野町67号線		2	17	1													0.4	
8	広野町166号線		7	12										6	104.6	20.8	140.2	0.65	
9	広野町184号線		1	9											89.5	18.8	107.9	0.41	
10	広野町187号線															162	24.4	0.18	
11	寺山台1号線														31.9	10.5	125.9	0.16	
12	寺山台2号線														11.7		11.7	0.02	
13	寺山台8号線														5.0	56.7	0.06		
14	寺山台9号線														1.5	14.7	0.01		
15	神明92号線		5	3											74.7	3.0	120.0	0.35	
16	大久保町21号線														1	552.0	155.7	0.7	
17	大久保町51号線														9.3	363.0	24.3	0.39	
18	大久保町21号線(緑地)		4	8	10	9							63	2			201.7	0.95	
19	大久保駅前広場線														16.5		278.8	0.29	
20	東裏西裏線			8											106.3	14.4	96.0	44.5	0.42
21	大久保町113号線	14	36	3												110.0	47.7	1.21	
22	大久保名木線	5	26	53	3											170.0	90.6	2	
	合計	35	335	164	16	9		12				63	9	884	1832	2673	3491	20	78